

丹沢山地等の森林保全・再生技術に係る相互協力協定書

東京神奈川森林管理署と神奈川県自然環境保全センター（以下「両者」という。）は、両者が所管する丹沢山地等の森林の保全・再生に係る研究、技術開発等の分野の発展に資するため、相互の連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

- 1 本協定は、両者が相互に連携・協力することを通じて、両者が所管する丹沢山地等の森林の保全・再生に係る研究、技術開発等の一層の発展に資することを目的とする。

（研究・技術開発）

- 2 両者は、相互の情報交換等を通じて、ブナ林をはじめとする森林の保全・再生、スギ・ヒノキ人工林の針広混交林への誘導など水源かん養機能を高めつつ多様な森林生態系を創出するための森林施業、生物多様性の保全等に係る研究、技術開発等の発展に資するものとする。

（鳥獣被害対策）

- 3 両者は、この協定の締結前に引き続き、ニホンジカによる採食から森林を保全するための植生保護柵の設置等に連携して取り組むとともに、モニタリングの実施や被害防止対策に係るフィールドの提供、技術情報の共有等を進めるものとする。

（共同試験地の設定）

- 4 両者は本協定の目的を達成するため、必要に応じて相互に所管する森林を活用できるものとし、試験地設定等の手続きについては別途定める「事務処理要領」に基づき行うものとする。

（定期協議）

- 5 両者は本協定の目的を達成するため、定期的に協議するものとする。

（協定の有効期間等）

- 6 この協定は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで有効とする。

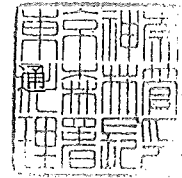
（その他必要と認められる事項）

- 7 本協定に疑義が生じた場合は、両者で協議して対処するものとする。

令和 5 年 3 月 27 日

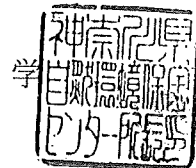
東京神奈川森林管理署長

伊 藤 博



神奈川県自然環境保全センター所長

小 林



丹沢山地等の森林保全・再生技術の相互協力協定に関する事務処理要領

東京神奈川森林管理署長と神奈川県自然環境保全センター所長は協定を円滑に進めるために、共同試験地の設定について、以下の事務処理要領を定める。

1 共同試験地設定の範囲

本事務処理要領の適用の範囲は、東京神奈川森林管理署の所管する神奈川県内の国有林野並びに神奈川県自然環境保全センターの所管する上秦野県有林、三保県有林及び丹沢県有林とする。

2 運用方針

両者は、研究、技術開発等のための試験地の設定等について、それぞれの管理経営上の支障がない限り、共同試験地の設定を含めて積極的に協力するものとする。

3 試験地の設定についての協議

- (1) 試験地の設定に当たっての協議は、別紙様式1-1により行うものとする。
- (2) 調査の主体は協議者とするが、共同研究者のある場合はその旨を協議書に記載する。
- (3) 試験地内で使用できる調査道具は仮設のものとし、調査終了後は撤去するものとする。
- (4) 回答については、別紙様式1-2により行うものとする。

4 試験地の運用

- (1) 試験地の中であっても、土地管理者が管理経営上必要となった場合は、区域を変更することができる。
- (2) 試験地内で土地の形質変更を行う場合は、事前に余裕を持って協議するものとする。
- (3) 試験地内で調査器具の変更または地域の変更、追加をする場合は別紙様式1-3により行い、回答については、別紙様式1-4により行うものとする。
- (4) 試験地の設定を終了するときは、現地の片付け終了後に別紙様式1-5により行うものとする。
- (5) 試験地の設定の終了は、土地管理者が現地を確認し、別紙様式1-6により回答した時点とする。

5 調査の協力

両者は、業務・研究等に支障がない場合は、相手方の調査に協力することができるものとする。

6 東京神奈川森林管理署の所管する国有林野及び神奈川県自然環境保全センターの所管する県有林への入林

- (1) 技術開発等で試験地以外への入林については、別紙様式2により届け出ることとし、両者は業務、研究等に支障がない場合は、これを了承するものとする。
- (2) 回答については、別紙様式2-2により行うものとする。

7 その他

- (1) 協議及び届出は、余裕を持って行うものとし、成果等については、双方情報の共有を図るものとする。
- (2) この要領に係る細部事項及びこの要領に定めのない事項については、両者で協議して決定するものとする。
- (3) これまで両者が設置した植生保護柵については本協定に包括するものとし、それぞれが管理し、得られた成果等についてはこれを共有するものとする。
- (4) 気象観測装置の設置等長期継続して設置する施設については、従前どおり借地契約とし、本協定の対象とはしないものとする。
- (5) 国有林に接するやどりき水源林内に共同試験地を設定するときは、財産管理者である県西地域県政総合センターを交えた3者で協議するものとし、この協定は適用

しないものとする。

- (6) 国有林野におけるレクリエーションの森に係る歩道等の施設については、従前どおり借地契約とする。なお、補修にあたり技術開発として新たな工法（近自然登山道補修工法等）を採用する場合は、両方で協議して決定するものとする。

令和 年 月 日

殿

(協議者)

試験地の設定協議書

協定に基づき、下記のとおり試験地の設定を協議します。

記

試験地名（林小班）	
試験地の目的	
試験地の担当者	
担当者の連絡先	
試験地の概要	別紙企画書のとおり
試験地の場所	〃
試験地の選定理由	〃
調査の方法	〃
調査の期間	〃
予定地の写真	〃
添付書類（許認可等）	
その他の	

令和 年 月 日

殿

試験地の設定協議について

令和 年 月 日付けで協議のあった試験地の設定について、下記条件を付して承認します。

記

1 試験地名（林小班） ※青字は記載例

2 承認条件

担当：

電話：

令和 年 月 日

殿

(協議者)

試験地の変更協議書

協定に基づき、下記のとおり試験地の変更・追加を協議します。

記

試験地名（林小班）	
試験地の目的	
試験地の担当者	
担当者の連絡先	
変更の理由	
変更点	
添付書類（許認可等）	
その他の	

令和 年 月 日

殿

試験地の変更協議について

令和 年 月 日付けで協議のあった試験地の変更・追加について、下記条件を付して承認します。

記

1 試験地名（林小班） ※青字は記載例

2 承認条件

担当：

電話：

令和 年 月 日

殿

(協議者)

試験地の設定終了通知書

下記の試験地につきましては、利用が終了したので通知します。

記

試験地名（林小班）	
試験地の目的	
試験地の担当者	
担当者の連絡先	
添付書類（許認可等）	
その他の	

令和 年 月 日

殿

試験地の設定終了について

平成 年 月 日付けで通知のあった試験地の設定終了について、下記により現地を確認したのでお知らせします。

記

- 1 試験地名（林小班） ※青字は記載例
- 2 現地の状況
- 3 その他

担当：

電話：

令和 年 月 日

殿

(協議者)

入林届

協定に基づき、下記箇所への入林を届け出ます。

記

1 目 的

2 入林箇所

3 入林期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 入 林 者

(1) 担当者

(2) 連絡先

(3) 主な入林者

5 入林車両

6 そ の 他

令和 年 月 日

殿

入林届について

令和 年 月 日付けで届け出のあった入林届について、了承します。

記

1 目 的

2 入林箇所

3 その他

担当：

電話：

